

SSL サービス約款

第 1 条（約款の適用）

1. この SSL サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、ビットスター株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「SSL サーバ証明書申請代行サービス」（以下、「申請代行サービス」といいます。）及び「SSL サーバ設定代行サービス」（以下、「設定代行サービス」といいます。以下、総称して「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第 2 条（用語の定義）

1. 「SSL」とは、Secure Socket Layer の略で、インターネット上で情報を暗号化し、送受信できる仕組みを指します。
2. 「SSL サーバ証明書」とは、ウェブサイト所有者の情報、送信情報の暗号化に必要な鍵及び証明書発行者の署名データを持った電子証明書を指します。
3. 「認証局」とは、SSL サーバ証明書の発行及び失効にかかる業務を行う組織を指します。
4. 「上位規定」とは、各認証局が定める SSL サーバ証明書に適用される約款、規約又は規定等を指します。

第 3 条（上位規定）

1. 利用契約には、各認証局の定める上位規定が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されるものとします。上位規定に矛盾又は抵触する規定がある場合、上位規定の規定が優先して適用されるものとします。
2. 利用者は、SSL サーバ証明書に関し、各認証局又は第三者との関係において、上位規定に従うことに同意するものとします。上位規定が、利用者の承諾を得ることなく策定又は変更された場合であっても、同様とします。

第 4 条（サービス内容）

1. 申請代行サービスは、認証局に対する、SSL サーバ証明書の発行（当該 SSL サーバ証明書の発行を行う認証局が当該 SSL サーバ証明書に適用可能なオプションサービスの提供を行っている場合はこれを含みます。）及び第 1 2 条に定める有効期間の更新に必要な各認証局への諸手続を、当社が、利用者に代わって行うサービスです。申請代行サービスにより SSL サーバ証明書の発行申請又は有効期間の更新を行うことができる認

証局及び SSL サーバ証明書の品目は、サービスサイト又は利用者に直接提示するものとします。

2. 設定代行サービスとは、申請代行サービスにより発行された又は利用者が申請代行サービスによりすでに発行を受けた SSL サーバ証明書を、利用者が当社サービス上で利用するために必要なサーバ上での設定作業を、当社が、利用者に代わって行うサービスです。
3. 当社は、申請代行サービス及び設定代行サービスの一部又は全部を、当社の指定する事業者に再委託することができるものとします。

第 5 条（申込み）

1. 利用者は、当社もしくは利用者所定の発注書を当社に提出又は送信することにより申請代行サービスを申し込むものとします。また、当該 SSL サーバ証明書に適用される上位規定において、別途提出が必要な書類の定めがあるものに関する提出方法についても同様とします。
2. 利用者は、必要事項を開示のうえ、設定代行サービスを申し込むものとします。
3. 当社は、利用者からの申込みについて承諾を行い、前各項の代行に着手するものとします。

第 6 条（契約期間及び解約）

1. 利用契約の契約期間は、第 1 2 条に定める有効期間までとし、利用者が契約終了月の前月 20 日までに当社所定の方法により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に 1 年自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 利用者は、前項の契約期間内であっても、次条に定める最低利用期間の経過以後、当社に対し、当社所定の方法により通知することにより、当該通知を行った月の末日をもって利用契約を解約することができます。ただし、利用者が当該通知を行った月の翌月以降の期間を対象とする利用料金の全部又は一部を既に支払っている場合は、当該利用料金に対応する期間の末日をもって解約の効力が生じるものとします。

第 7 条（申込みの拒絶）

1. 当社は、基本約款における申込みの拒絶事由に該当する場合のみならず、上位規定に照らし当社として不相当と認めた場合も、第 5 条第 1 項又は第 2 項の申込みを承諾しないことがあります。
2. 当社及び認証局は、第 5 条第 1 項又は第 2 項の申込みを承諾しないことに関連して利用者を生ずる一切の損害について何ら責任を負いません。

第 8 条（発行拒否）

1. 認証局が、当社が代行して行った SSL サーバ証明書の発行又は有効期間更新の申請を拒否し、SSL サーバ証明書の発行又は有効期間の更新が無かった場合、当社は、利用者が支払った料金から当社所定の手数料を差し引いた額を利用者に返金するものとします。

第 9 条（利用料金）

1. 利用者は、利用料金を、当社の定める支払期限までに当社の定める方法により、当社に支払うものとします。

第 10 条（情報等の提供）

1. 利用者は、当社に対し本サービスの提供に必要な情報及び書類（以下、「情報等」といいます。）を提供するとともに、当社に提供したすべての情報等を、正確かつ最新のものに保つものとします。
2. 当社は、利用者に対し、利用者が当社に提供した情報等以外の情報等であって本サービスの提供に必要と当社が判断する情報等の提供を要求することができ、利用者はこれに応じなければならないものとします。

第 11 条（失効）

1. 以下各号のいずれかに該当する場合には、認証局及び当社は、利用者の SSL サーバ証明書を利用者に事前の通知をすることなく、直ちに失効させることができます。
 - （ 1 ） 利用者が上位規定、基本約款又は本約款のいずれかに違反した場合
 - （ 2 ） 上位規定に基づき、正当な手続を経て要求又は許可された場合
 - （ 3 ） 法令に基づく要請のあった場合
 - （ 4 ） 認証局が SSL サーバ証明書の秘密鍵の危殆化の可能性があると認めた場合
 - （ 5 ） 料金の支払いを滞納した場合
 - （ 6 ） その他、認証局又は当社が必要と認める相当の理由がある場合
2. 利用者は、前項による SSL サーバ証明書の失効について、異議申立をすることはできないものとします。
3. 当社及び認証局は、本条第 1 項の場合を含め、その理由の如何を問わず、SSL サーバ証明書の失効に関連して利用者に発生する一切の損害（失効した SSL サーバ証明書に関し利用者が支払い済みの料金を含みます。）について、何ら責任を負わないものとします。

第 12 条（有効期間及び解約）

1. 申請代行サービスにより発行された SSL サーバ証明書の有効期間（以下、「有効期間」

といいます。)は、当社を通じて認証局より SSL サーバ証明書が発行された日から、当該 SSL サーバ証明書の有効期間として認証局が定めた日までとします。

2. 前項に基づき利用契約が解約された場合、当社は、当該利用契約の対象である SSL サーバ証明書を直ちに失効させることができます。

第13条 (保証、免責)

1. 当社は、申請代行サービスを提供するにあたり、本約款の定めに従い、当該 SSL サーバ証明書の発行又は有効期間の更新の認証局への申請手続きを、利用者から提供される情報等に基づき代行することのみ保証します。当社は、当該代行により、SSL サーバ証明書が発行されること、及び SSL サーバ証明書の有効期間が更新されることを何ら保証せず、代行に関連して利用者が生じた一切の損害について、第8条に定める返金を除き、何ら責任を負いません。
2. 申請代行サービスにより発行された SSL サーバ証明書は、当該 SSL サーバ証明書を発行する認証局の定める上位規定に基づき利用者に提供されるものであり、当社は、当該 SSL サーバ証明書について、市場適格性、利用者の使用目的への適合性、第三者の権利の不侵害を含む一切の保証をせず、利用者が当該 SSL サーバ証明書を使用することに関連して生じた一切の損害について何ら責任を負いません。
3. 利用者が発行を受けた SSL サーバ証明書について、当該 SSL サーバ証明書を発行する認証局の都合により、当該 SSL サーバ証明書の有効な提供が中断、終了、又は仕様の変更等が行われる場合があり、当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該中断、終了、仕様の変更及び当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。

附則

第1条 (適用開始)

この約款は、令和5年7月1日より適用されます。

以上